

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第30号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則
と畜場法施行細則（平成15年香川県規則第86号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(獣畜のとさつ又は解体の検査の申請)</p> <p>第16条 法第14条第1項から第3項まで（第4項において準用する場合を含む。）の検査の申請は、<u>牛以外の獣畜の検査にあってはと畜検査申請書（牛以外の獣畜用）（第13号様式）により、牛の検査にあってはと畜検査申請書（牛用）（第13号様式の2）により</u>所長に行わなければならない。</p> <p>2 法第13条第1項第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合における法第14条第2項及び第3項の検査に係る前項の申請書には、その獣畜に係る省令第15条第2項に規定する死亡診断書又は死体検案書を添付しなければならない。</p>	<p>(獣畜のとさつ又は解体の検査の申請)</p> <p>第16条 法第14条第1項から第3項まで（第4項において準用する場合を含む。）の検査の申請は、<u>と畜検査申請書（第13号様式）</u>により所長に行わなければならない。</p> <p>2 法第13条第1項第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合における法第14条第2項及び第3項の検査に係る前項の申請書には、その獣畜に係る省令第14条第2項に規定する死亡診断書又は死体検案書を添付しなければならない。</p>

(裏面)

	整理番号	とさつした日時	とさつした場所	とさつした理由
検査を受けようとする 獣畜にと畜場法第 13条第1項第2号又 は第3号の規定によ りとさつしたものが ある場合				

- 備考 1 この申請書は、とさつし、又は解体しようとする年月日及び検査を受けようとする獣畜の種類ごとに別葉としてください。
- 2 検査を受けようとする獣畜の年齢については、不明のときは、推定年齢を記載してください。
- 3 検査を受けようとする獣畜の特徴については、毛色、重量等を記載してください。
- 4 検査を受けようとする獣畜にと畜場法第13条第1項第2号又は第3号の規定によりとさつしたものがあある場合の整理番号については、該当する検査を受けようとする獣畜の整理番号を記載してください。
- 5 欄内に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 6 検査を受けようとする獣畜にと畜場法第13条第1項第3号の規定によりとさつしたものがあある場合は、その獣畜に係ると畜場法施行規則第15条第2項に規定する死亡診断書又は死体検案書を添付してください。

(裏面)

	整理番号	とさつした日時	とさつした場所	とさつした理由
検査を受けようとする 獣畜にと畜場法第 13条第1項第2号又 は第3号の規定によ りとさつしたものが ある場合				

- 備考 1 検査を受けようとする獣畜の年齢については、不明のときは、推定年齢を記載してください。
- 2 検査を受けようとする獣畜の特徴については、毛色、重量等を記載してください。
- 3 時間外の検査については、時間外の検査を受けようとする場合に○印を付けてください。
- 4 時間外とは、月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前8時30分前及び午後5時15分後の時間並びにこれらの日以外の日をいいます。
- 5 検査を受けようとする獣畜にと畜場法第13条第1項第2号又は第3号の規定によりとさつしたものがあある場合の整理番号については、該当する検査を受けようとする獣畜の整理番号を記載してください。
- 6 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 7 検査を受けようとする獣畜にと畜場法第13条第1項第3号の規定によりとさつしたものがあある場合は、その獣畜に係ると畜場法施行規則第14条第2項に規定する死亡診断書又は死体検案書を添付してください。

第13号様式の2 (第16条関係)

(日本工業規格A列4番)

(表面)

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

と畜検査申請書 (牛用)

年 月 日

香川県食肉衛生検査所長 殿

申請者 住 所
氏 名

年 月 日生

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

と畜場法第14条の規定による検査を受けたいので、申請します。

とさつし、又は解体しようとする年月日						年 月 日		
検 査 を 受 け よ う と す る 牛								
整理 番号	性別	品種	月齢	特徴	産 地	出 生 の 年 月 日		病歴に関する情報
						個 体 識 別 番 号		動物医薬品等の使用状況

(裏面)

	整理 番号	とさつした日時	とさつした場所	とさつした理由
検査を受けようとする牛にと畜場法第13条第1項第2号又は第3号の規定によりとさつしたものがあ る場合				

- 備考 1 この申請書は、とさつし、又は解体しようとする年月日ごとに別葉としてください。
- 2 検査を受けようとする牛の特徴については、毛色、重量等を記載してください。
- 3 個体識別番号については、牛の個体識別番号のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき農林水産大臣が牛ごとに定める番号を記載してください。
- 4 検査を受けようとする牛にと畜場法第13条第1項第2号又は第3号の規定によりとさつしたものがあ
る場合の整理番号については、該当する検査を受けようとする牛の整理番号を記載してください。
- 5 欄内に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 6 検査を受けようとする牛にと畜場法第13条第1項第3号の規定によりとさつしたものがあ
る場合は、その牛に係ると畜場法施行規則第15条第2項に規定する死亡診断書又は死体検案書を添付してください。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。